

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方南部

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|--------------|--------------------------|-------------------|------------------|----------------|
| 大宮町 | 文永 11 年 (1274) 5 月 17 日 | 日蓮書状 | 「ををみや」 | 日蓮が大宮を通る |
| | 天文 18 年 (1549) 12 月 13 日 | 今川義元判物 | 「大宮屋敷」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| | 天文 20 年 (1551) 2 月 5 日 | 今川義元判物 | 「大宮西坊屋敷」 | 三女坊への所領安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「大宮大見前」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「大宮」「大宮所々」「大宮近辺」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正 8 年 (1580) 12 月 13 日 | 武田家朱印状写 | 「富士大宮西町新市事」 | 大宮西町に市場法を下す |
| | 天正 10 年 (1582) 4 月 12 日 | 家忠日記 | 「大みや」 | 織田信長が大宮に泊る |
| | 天正 10 年 (1582) 7 月 7 日 | 家忠日記 | 「大宮」 | 徳川家康が大宮を通る |
| | 天正 10 年 (1582) 8 月 9 日 | 徳川家康朱印状 | 「大宮之内」 | 鷹野喜兵衛尉への所領安堵 |
| | 天正 11 年 (1583) 10 月 5 日 | 徳川家康朱印状 | 「大宮之内」 | 根原の伝馬人等に屋敷を給与 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状写 | 「大宮郷内」 | 富士段所与八郎への所領安堵 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「大宮郷」 | 別当法幢院への所領安堵 |
| (青柳) | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「青柳」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 7 月 11 日 | 武田家朱印状写 | 「青柳之内」 | 小林七郎左衛門尉への所領給与 |
| | 元亀元年 (1570) 7 月 10 日 | 武田家朱印状写 | 「青柳」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| | 天正 4 年 (1576) 11 月 11 日 | 武田家奉行人連署状写 | 「青柳分之内」 | 篠原尾張守への所領給与 |
| | 天正 10 年 (1582) 11 月 27 日 | 徳川家康朱印状写 | 「青柳小泉与五沢分」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| (うしむくり) | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「うしむくり」 | 神事のための米の上納 |
| (木船) | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「木船」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| (後代) | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「後代村」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| 阿幸地村 | 慶長 4 年 (1599) 9 月 6 日 | 横田村詮所付覚写 | 「阿幸地村」 | 富士信通への所領安堵 |
| 源道寺村 | 慶長 14 年 (1609) 8 月 | 駿河国富士郡上之内源道寺村御検地帳 | 「源道寺村」 | 本宮浅間領源道寺村の検地帳写 |
| 黒田村 | 康永 4 年 (1345) 3 月 10 日 | 富士直時讓状写 | 「黒田」 | 弥一丸への所領讓与 |
| | 天文 20 年 (1551) 2 月 5 日 | 今川義元判物 | 「黒田郷」 | 三女坊への所領安堵 |
| | 元亀元年 (1570) 7 月 10 日 | 武田家朱印状写 | 「黒田之内」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「黒田」 | 神事のための米の上納 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状写 | 「黒田郷」 | 富士信通への所領安堵 |
| 野中村 | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「野中」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「野中」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| 上山本村 下山本村 | 天文 15 年 (1546) 4 月 22 日 | 葛山氏元判物 | 「山本」 | 吉野郷三郎への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「山本」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| (石宮) | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「石宮」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| 天間村 | 康永 4 年 (1345) 3 月 10 日 | 富士直時讓状写 | 「天万郷」 | 弥一丸への所領讓与 |
| | 天文 20 年 (1551) 9 月 23 日 | 今川義元判物 | 「天馬郷」 | 大宮宝幢院増円への所領安堵 |
| | 天正 10 年 (1582) 11 月 27 日 | 徳川家康朱印状写 | 「天間之内」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「天満郷」 | 別当法幢院への所領安堵 |
| | 文禄 2 年 (1593) 12 月 9 日 | 横田村詮判物 | 「天満郷」 | 社人への祭礼銭配分につき指示 |
| (田中) | 天文 6 年 (1537) 5 月 15 日 | 今川義元判物 | 「田中」 | 富士宮若への所領給与 |
| | 天正 10 年 (1582) 11 月 27 日 | 徳川家康朱印状写 | 「天間之内田中名」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「田中」 | 村山池西坊への所領安堵 |
| 貫戸村 | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「ぬくと」 | 富士信忠への所領給与約束 |



| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|--------------|-----------------------|-----------|-----------------------------|------------------------|
| 星山村 | 天文元年（1532）11月27日 | 今川氏輝判物 | 「星山代官職」 | 富士宮若への所領安堵 |
| | 永禄12年（1569）12月17日 | 北条氏政判物 | 「星山」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正5年（1577）5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「星山」 | 神事のための米の上納 |
| | 天正18年（1590）12月28日 | 豊臣秀吉朱印状写 | 「星山郷」 | 大悟庵への寺領安堵 |
| 沼久保村 | 元亀元年（1570）7月10日 | 武田家朱印状 | 「沼窪之内」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| | 天正17年（1589）8月29日・9月4日 | 家忠日記 | 「沼くほ」「ぬまくほ」 | 富士山麓で伐採した大木を沼窪で富士川に落とす |
| （水沼） | 天文18年（1549）12月13日 | 今川義元判物 | 「水沼代官分」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| | 元亀元年（1570）7月10日 | 武田家朱印状 | 「水沼之内」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| | 天正5年（1577）5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「水沼」 | 神事のための米の上納 |
| 安居山村 | 天正18年（1590）12月18日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「青山郷内別所村」 | 富士能通への所領安堵 |
| 上中里村 下中里村 | 天正18年（1590）12月28日 | 豊臣秀吉朱印状写 | 「中里郷」 | 富士信通への所領安堵 |
| 青見村 | 大永3年（1523）11月21日 | 由比光規譲状写 | 「青見方」 | 由比光澄への所領譲与 |
| | 天正18年（1590）12月18日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「青見郷」 | 先照寺への寺領安堵 |
| 淀師村 | 天文3年（1534）11月7日 | 今川氏輝判物 | 「淀志田之内弦巻田」 | 井出神左衛門尉への所領安堵 |
| | 永禄11年（1568）2月2日 | 葛山氏元朱印状 | 「淀士之内新四郎名」 | 市河権右衛門への所領給与 |
| | 永禄12年（1569）2月24日 | 武田信玄判物写 | 「淀師」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄12年（1569）12月17日 | 北条氏政判物 | 「よとし」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 元亀元年（1570）12月4日 | 武田家朱印状 | 「淀師之内」 | 市川権右衛門尉への所領給与 |
| | 天正元年（1573）12月17日 | 武田家朱印状 | 「淀師之郷」 | 富士大宮流鑄馬錢徴収を認める |
| | 天正5年（1577）5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「よとし井口」「よとし」 | 神事のための銭の上納 |
| | 天正10年（1582）11月27日 | 徳川家康朱印状写 | 「よとし之内」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| （金宮） | 永禄12年（1569）12月17日 | 北条氏政判物 | 「金宮」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正5年（1577）5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「金之宮御神事」「かねの宮御神事」「かねのみや御神事」 | 金之宮における神事 |
| | 天正10年（1582）7月7日 | 家忠日記 | 「金宮」 | 徳川家康が金宮に着く |
| 宮原村 | | 寛永改駿河国高附帳 | 「宮原村」 | |
| 青木村 | 天正17年（1589）8月30日 | 家忠日記 | 「大き」 | 富士山麓で伐採した大木を引く |
| 外神村 | 永禄12年（1569）12月17日 | 北条氏政判物 | 「とかみ」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 元亀元年（1570）12月4日 | 武田家朱印状 | 「土上之内」 | 市川権右衛門尉への所領給与 |

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方東部

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|--------------|--------------------------|--------------|-------------------------------|----------------|
| 上小泉村 下小泉村 | 永仁 6 年 (1298) 2 月 15 日 | 棟札銘写 (北山本門寺) | 「小泉法華衆等」 | 北山本門寺三堂建立に合力 |
| | 康永 4 年 (1345) 3 月 10 日 | 富士直時讓状写 | 「上小泉郷半分」 | 弥一丸への所領讓与 |
| | 天文 6 年 (1537) 3 月 8 日 | 今川義元感状 | 「小泉上坊」 | 富士宮若が小泉上坊に籠る |
| | 天文 15 年 (1546) 9 月 29 日 | 今川義元判物写 | 「小泉郷久遠寺」 | 久遠寺への諸役免除 |
| | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「小泉」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「小泉」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 元亀元年 (1570) 12 月 4 日 | 武田家朱印状 | 「小泉之内」 | 市川権右衛門尉への所領給与 |
| | 元亀 3 年 (1572) 8 月 4 日 | 武田家朱印状写 | 「小泉之内」 | 某への所領給与 |
| | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「小泉」 | 神事のための銭の上納 |
| | 天正 10 年 (1582) 11 月 27 日 | 徳川家康朱印状写 | 「青柳小泉与五沢分」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「小泉」 | 村山池西坊への所領安堵 |
| | 文禄 2 年 (1593) 12 月 9 日 | 横田村詮判物 | 「小泉郷」 | 社人への祭礼銭配分につき指示 |
| (戌島) | 天正 4 年 (1576) 5 月 9 日 | 武田勝頼判物写 | 「成嶋・小泉」 | 佐野惣左衛門尉への所領安堵 |
| | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「いぬ島」 | 神事のための銭の上納 |
| 若宮村 | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「若宮」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| (成出) | 永仁 6 年 (1298) | 日興本尊分与帳 | 「成出郷」 | 日興が本尊を授与 |
| | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「なりてのわかみや」「なりてわかのみや」「なりてわかみや」 | 成出若宮の神事 |
| 杉田村 | 弘治 2 年 (1556) 5 月 10 日 | 今川義元判物写 | 「富士大宮内杉田郷安養寺領」 | 安養寺智長への寺領安堵 |
| | 弘治 3 年 (1557) 1 月 29 日 | 今川義元判物 | 「富士内杉田郷」 | 井出盛重への所領安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「杉田」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「杉田郷」 | 安養寺への寺領安堵 |
| | 天正 19 年 (1591) 4 月 | 中村一氏判物写 | 「杉田郷之内安養寺分」 | 富士信通への所領安堵 |
| (田上原) | 永禄 4 年 (1561) 11 月 24 日 | 今川氏真判物 | 「富士田上原」 | 新在家の諸役免除 |
| 大淵村 | 元亀 4 年 (1573) 12 月 2 日 | 武田家朱印状 | 「大淵衆」 | 大淵衆への所領給与約束 |
| | 天正 17 年 (1589) 12 月 28 日 | 徳川家七か条定書 | 「大淵」 | 大淵に定書を下す |
| | 慶長 4 年 (1599) 6 月 | 横田村詮法度 | 「大淵村惣百姓中」 | 大淵村惣百姓中に法度を下す |
| (曾比奈) | 永仁 6 年 (1298) | 日興本尊分与帳 | 「曾比奈郷」 | 日興が本尊を授与 |
| 大岩村 | 天文 21 年 (1552) 6 月 30 日 | 今川義元判物写 | 「大岩」 | 山宮太夫跡職の安堵 |
| 神成村 | 天文 2 年 (1533) 10 月 19 日 | 今川氏輝判物 | 「神成」 | 興法寺辻坊への所領安堵 |
| | 天文 23 年 (1554) 7 月 9 日 | 今川義元判物 | 「雷」 | 葛山助六郎への所領安堵 |
| | 永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日 | 今川氏真判物 | 「神鳴」 | 池西坊への所領安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「神成」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「神成之郷」 | 村山池西坊への所領安堵 |
| 木切山村 | 天文 2 年 (1533) 10 月 19 日 | 今川氏輝判物 | 「木伐山」 | 興法寺辻坊への所領安堵 |
| | 天文 23 年 (1554) 7 月 9 日 | 今川義元判物 | 「木伐山」 | 葛山助六郎への所領安堵 |
| | 永禄 4 年 (1561) 8 月 25 日 | 今川氏真朱印状 | 「木伐山」 | 山作衆への関銭免除 |
| | 永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日 | 今川氏真判物 | 「木伐山」 | 池西坊への所領安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「木伐山」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「木切山之郷」 | 村山池西坊への所領安堵 |



| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|------|--------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 村山村 | 応永 5 年 (1398) 6 月 25 日 | 密厳院領関東知行地注文 | 「富士村山寺」 | 伊豆山密厳院の知行地 |
| | 文明 18 年 (1486) 10 月頃 | 廻国雑記 | 「富士のむら山」 | 聖護院道興が村山を通る |
| | 天文 20 年 (1551) 2 月 5 日 | 今川義元判物 | 「富士茂良山」 | 三女坊への所領安堵 |
| | 天文 22 年 (1553) 5 月 25 日 | 今川義元判物 | 「村山室中」 | 大鏡坊に掟書を下す |
| | 天文 23 年 (1554) 7 月 9 日 | 今川義元判物 | 「富士村山」 | 葛山助六郎への所領安堵 |
| | 永禄 4 年 (1561) 閏 3 月 28 日 | 今川氏真判物 | 「富士村山大鏡坊・弁鏡坊」 | 大鏡坊・弁鏡坊支配につき指示 |
| | 永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日 | 今川氏真判物 | 「村山内辻坊兼帯地」 | 池西坊への所領安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「村山」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 元龜 3 年 (1572) 3 月 24 日 | 武田家朱印状 | 「村山之内弁鏡坊」 | 山宮大夫への所領安堵 |
| | 天正 5 年 (1577) 2 月 16 日 | 穴山信君判物写 | 「富士村山之坊」 | 山宮大夫に村山坊を還付 |
| | 天正 5 年 (1577) 9 月 23 日 | 田中名年貢算用状 | 「村山御祭礼方」 | 村山祭礼方の費用を控除 |
| | 天正 11 年 (1583) 7 月 5 日 | 徳川家康朱印状 | 「富士茂良山池西坊職」 | 池西坊への所職安堵 |
| | 天正 12 年 (1584) 2 月 20 日 | 穴山勝千代朱印状写 | 「富士村山之坊」 | 山宮大夫への所領給与 |
| | 天正 13 年 (1585) 4 月 27 日 | 葛山与右兵衛尉陳状案 | 「富士村山坊中」 | 村山辻坊の支配をめぐる返答 |
| | 天正 18 年 (1590) 12 月 28 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「村山郷」 | 村山辻坊への所領安堵 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「村山」 | 村山池西坊への所領安堵 |
| | 慶長 4 年 (1599) 9 月 20 日 | 横田村詮知行所付覚 | 「村山之郷」 | 村山辻坊知行所の覚 |
| 粟倉村 | 天文 23 年 (1554) 7 月 9 日 | 今川義元判物 | 「粟蔵」 | 葛山助六郎への所領安堵 |
| | 永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日 | 今川氏真判物 | 「粟蔵」 | 池西坊への所領安堵 |
| | 天正 19 年 (1591) 9 月 7 日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「粟倉之内籠場」 | 村山池西坊への所領安堵 |
| | 文禄 2 年 (1593) 12 月 9 日 | 横田村詮判物 | 「粟蔵老馬郷」 | 社人への祭礼銭配分につき指示 |
| | 慶長 4 年 (1599) 9 月 20 日 | 横田村詮知行所付覚 | 「粟倉之郷」 | 村山辻坊知行所の覚 |
| 山宮村 | 天文 20 年 (1551) 5 月 26 日 | 今川義元朱印状 | 「山宮大夫」 | 山宮大夫に弁鏡坊を安堵 |
| | 永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日 | 武田信玄判物写 | 「山宮」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 13 日 | 武田家禁制写 | 「山宮」 | 山宮に禁制を下す |

富士上方北部

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|------|--------------------------|---------|-------------------------|---------------|
| 北山村 | 康永 4 年 (1345) 3 月 10 日 | 富士直時讓状写 | 「北山郷内上奴久間村」 「北山郷野知分」 | 弥一丸への所領讓与 |
| | 応永 23 年 (1416) 4 月 8 日 | 日伝讓状 | 「北山」 | 日宣への坊地讓与 |
| | 大永 2 年 (1522) 3 月 19 日 | 今川氏親判物 | 「北山之内本門寺」 | 北山本門寺への諸役免除 |
| | 天文 5 年 (1536) 9 月 6 日 | 今川義元判物 | 「富士北山重須郷」 | 北山本門寺への諸役免除 |
| | 天文 12 年 (1543) 9 月 6 日 | 今川義元朱印状 | 「富士北山之内」 | 井出右京亮への所領安堵 |
| | 天文 12 年 (1543) 9 月 12 日 | 今川義元判物 | 「北山之内本門寺領」 | 北山本門寺日耀への寺領安堵 |
| | 永禄 4 年 (1561) 8 月 25 日 | 今川氏真朱印状 | 「北山」 | 山作衆への関銭免除 |
| | 永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日 | 北条氏政判物 | 「北山」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 元龜 3 年 (1572) 4 月 30 日 | 武田家朱印状 | 「富士北山之山作衆・木 剪山作衆」 | 山作衆・木剪への諸役免除 |
| | 元龜 3 年 (1572) 5 月 18 日 | 武田家朱印状写 | 「富士北山之内」 | 山宮大夫への所領返付 |
| | 天正 2 年 (1574) 11 月 30 日 | 武田家朱印状 | 「富士北山」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| | 天正 5 年 (1577) 5 月 21 日 | 富士大宮神事帳 | 「北山」 | 神事のための銭の上納 |

中世の郷村に関わる史料と地名表記

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|--------------------|-------------------|-----------------|----------------|------------------------|
| 北山村 | 天正7年(1579)5月23日 | 武田家朱印状 | 「富士北山山作衆・木剪」 | 山作衆・木剪への諸役免除 |
| | 天正18年(1590)12月18日 | 豊臣秀吉朱印状 | 「北山郷」 | 北山本門寺への寺領安堵 |
| (重須) | 正安元年(1299)1月13日 | 神天上抄奥書 | 「重須於大坊書之」 | 重須の大坊で書写 |
| | 正和5年(1316)閏10月20日 | 三位房竜象房間答記奥書 | 「富士上方重須談所」 | 日興が重須談所で書写 |
| | 文保2年(1318)11月24日 | 某表白文案 | 「重須談所」 | 講演法要の表白文を起草 |
| | 建武4年(1337)1月6日 | 石川実忠讓状 | 「重須郷惣領職」「重須郷内」 | 子の孫三郎らへの所領讓与 |
| | 康永3年(1344)4月21日 | 石川実忠寄進状 | 「重須郷内坊地敷」 | 北山本門寺への寄進 |
| | 天文5年(1536)9月6日 | 今川義元判物 | 「富士北山重須郷」 | 北山本門寺への諸役免除 |
| | 永禄2年(1559)1月23日 | 従開山伝日順法門奥書 | 「富士重須本門寺」 | 日辰が重須本門寺で書写 |
| | 永禄13年(1570)8月13日 | 今川氏真判物 | 「重須本門寺」 | 北山本門寺日殿への寺領安堵 |
| | 天正4年(1576)6月9日 | 三浦員久寄進状 | 「重須」 | 北山本門寺への年貢寄進 |
| | 天正18年(1590)3月10日 | 井出正次奉書 | 「本門寺重須御納所」 | 北山本門寺への寺領安堵 |
| | (貫間) | 康永4年(1345)3月10日 | 富士直時讓状写 | 「北山郷内上奴久間村」 |
| 元亀元年(1570)7月10日 | | 武田家朱印状 | 「ぬくま」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| 馬見塚村 | 天文14年(1545)9月16日 | 高白齋記 | 「馬見墓」 | 武田晴信が馬見墓に陣する |
| | 元亀3年(1572)5月5日 | 武田家朱印状 | 「大豆塚棚口之内」 | 渡井惣兵衛尉への所領給与 |
| 下条村 上条村 (上野) | 建治元年(1275)5月3日 | 日蓮書状写 | 「ふしのうへの」「上野殿」 | 南条時光が日蓮に干芋を贈り、日蓮が礼状を出す |
| | 弘安2年か(1279)1月3日 | 日蓮書状 | 「富士郡上野郷」「上野殿」 | 南条時光への礼状 |
| | 弘安2年か(1279)1月11日 | 日蓮書状 | 「上の、かうす等とののはら」 | 上野の郷主等への礼状 |
| | 永仁6年(1298)2月15日 | 棟札銘写(北山本門寺) | 「上野講衆等」 | 北山本門寺三堂建立への合力 |
| | 永仁6年(1298) | 日興本尊分与帳 | 「富士上野郷」「富士上野」 | 日興が本尊を授与 |
| | 貞和5年(1349)4月13日 | 立正安国論奥書 | 「上野郷水口」 | 日源が立正安国論を書写 |
| | 天文8年(1539)1月18日 | 今川義元判物 | 「富士上野関銭」 | 井出駒若に関銭徴収を認める |
| | 永禄12年(1569)3月23日 | 北条氏政感状 | 「上野地」 | 井出藤九郎の戦功を賞する |
| | 永禄12年(1569)7月5日 | 武田家禁制写 | 「上野郷」 | 上野郷に禁制を下す |
| | 永禄12年(1569)12月17日 | 北条氏政判物 | 「上野」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| | 天正2年(1574)11月30日 | 武田家朱印状 | 「上野」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| | 天正11年(1583)10月5日 | 徳川家康朱印状 | 「上野々郷妙蓮寺」 | 妙蓮寺への諸役免除 |
| | 慶長4年(1599)9月6日 | 横田村詮所付覚写 | 「上野村」 | 富士信通への所領安堵 |
| | 精進川村 | 応永23年(1416)4月8日 | 日伝讓状 | 「精進河」 |
| 天文20年(1551)9月23日 | | 今川義元判物 | 「精進河内」 | 大宮宝幢院増円への所領安堵 |
| 永禄5年(1562)4月11日 | | 今川氏真判物 | 「精進河」 | 佐野弥八郎への諸役免除 |
| 永禄12年(1569)2月24日 | | 武田信玄判物写 | 「精進川」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| 永禄12年(1569)12月17日 | | 北条氏政判物 | 「精進河」 | 富士信忠への所領給与約束 |
| 元亀3年(1572)5月5日 | | 武田家朱印状 | 「精進川之内増分」 | 渡井惣兵衛尉への所領給与 |
| 天正2年(1574)11月30日 | | 武田家朱印状 | 「精進川」「精進河」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| 天正18年(1590)12月28日 | | 豊臣秀吉朱印状 | 「精進川郷」 | 別当法幢院への所領安堵 |
| 慶長4年(1599)8月 | | 横田村詮法度 | 「精進川惣百姓」 | 精進川惣百姓に法度を下す |
| (窪地) | 天文12年(1543)9月6日 | 今川義元朱印状 | 「窪地名」 | 井出右京亮への名職安堵 |
| (逆林) | 天正10年(1582)3月6日 | 北条家朱印状 | 「さかさはやし」 | 小屋の者共を赦免する |



| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|---------------|-------------------|-----------|----------------|---------------------|
| 狩宿村 | 天文12年(1543)9月6日 | 今川義元朱印状 | 「かり宿名」 | 井出右京亮への名職安堵 |
| | 永禄4年(1561)9月26日 | 今川氏真朱印状 | 「借宿名」 | 井出右衛門尉への名職安堵 |
| 原村 | | 寛永改駿河国高附帳 | 「原村」 | |
| 半野村 | 天正2年(1574)11月30日 | 武田家朱印状 | 「半野」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| 佐折村 | 天正2年(1574)11月30日 | 武田家朱印状 | 「さをり」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| 内野村 | 天正2年(1574)11月30日 | 武田家朱印状 | 「うつ野」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| (横手沢) | 天正10年(1582)11月 | 井出正次判物 | 「横手沢村」 | 芝川から用水を通す |
| (神野) | 治承4年(1180)10月14日 | 吾妻鏡 | 「神野」 | 武田・安田らが神野を通る |
| | 建久4年(1193)5月28日 | 吾妻鏡 | 「富士野神野御旅館」 | 曾我兄弟が工藤祐経を討つ |
| | 天正10年(1582)4月12日 | 信長公記 | 「かみのが原」 | 織田信長が神野原を通る |
| 上井出村 | 治承4年(1180)10月14日 | 吾妻鏡 | 「富士野傍伊堤之辺」 | 平家方の武士の首が晒される |
| | 天正10年(1582)4月12日 | 信長公記 | 「井手野」 | 織田信長が井出野を通る |
| | 天正10年(1582)11月27日 | 徳川家康朱印状写 | 「上井出之内」 | 斎藤昌賢への所領安堵 |
| | 天正11年(1583)閏1月19日 | 徳川家康朱印状 | 「上井出宿中」 | 上井出宿百姓への諸役免除 |
| | 天正17年(1589)8月3日 | 家忠日記 | 「上出小屋場」 | 富士山麓より伐木のため上出小屋場に赴く |
| | 天正17年(1589)8月26日 | 家忠日記 | 「木小屋場上出」 | 大木を上出まで引き出す |
| 人穴村 | 建仁3年(1203)6月3日 | 吾妻鏡 | 「人穴」 | 新田忠常が人穴を探索 |
| | 天正10年(1582)4月12日 | 信長公記 | 「人穴」 | 織田信長が人穴を見物 |
| | 天正11年(1583)7月13日 | 徳川家康朱印状 | 「富士郡人穴宿中」 | 人穴宿を不入の地とする |
| | 天正19年(1591)4月 | 中村一氏判物写 | 「人穴」 | 富士信通への所領安堵 |
| 猪頭村 | 元亀元年(1570)7月10日 | 武田家朱印状写 | 「井頭」 | 渡辺繩への所領給与 |
| | 天正2年(1574)11月30日 | 武田家朱印状 | 「猪之頭」 | 北山杣夫への諸役免除 |
| | 天正19年(1591)4月 | 中村一氏判物写 | 「猪頭」 | 富士信通への所領安堵 |
| (大橋) | 天文18年(1549)12月13日 | 今川義元判物 | 「大橋」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| | 永禄10年(1567)8月5日 | 今川氏真判物写 | 「大橋」 | 井出伊賀守娘への所領安堵 |
| 麓村 | 天正10年(1582)3月6日 | 北条家朱印状 | 「麓衆」 | 金山衆・麓衆の保護を命じる |
| (金山) | 天文20年(1551)8月2日 | 今川義元朱印状 | 「富士金山」「金山之者共」 | 富士金山への荷物運送認可 |
| | 天正10年(1582)3月6日 | 北条家朱印状 | 「金山衆」 | 金山衆・麓衆の保護を命じる |
| | 天正11年(1583)5月3日 | 徳川家康朱印状 | 「金山二十二人衆」 | 富士金山衆への諸役免除 |
| 根原村 | 応永16年(1409)8月17日 | 道仁書下 | 「禰原関所」 | 富士長永に禰原関所を与える |
| | 永禄4年(1561)8月25日 | 今川氏真朱印状 | 「根原」 | 根原新関における関銭徴収禁止 |
| | 永禄12年(1569)7月11日 | 武田家朱印状写 | 「根原郷并関」 | 小林七郎左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄12年(1569)12月2日 | 武田信玄書状写 | 「根原」 | 根原の小林文左衛門尉に遷住を要請 |
| | 天正4年(1576)3月21日 | 武田家朱印状写 | 「根原之郷」 | 根原郷に伝馬掟を下す |
| | 天正10年(1582)8月28日 | 徳川家康朱印状 | 「根原之郷」 | 小林佐渡守への所領安堵 |
| | 天正11年(1583)10月5日 | 徳川家康朱印状 | 「根原之郷」「根原伝馬人等」 | 根原郷伝馬人への屋敷分給与 |
| 天正19年(1591)4月 | 中村一氏判物写 | 「根原」 | 富士信通への所領安堵 | |

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方西部

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|--------------|-------------------|-----------|-----------|-----------------|
| 羽鮒村 | 天文6年(1537)5月15日 | 今川義元判物 | 「羽鮒」 | 富士宮若への所領給与 |
| | 天正5年(1577)5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「はふな」「羽鮒」 | 神事のための米銭の上納 |
| 長貫村 | 天文18年(1549)12月13日 | 今川義元判物 | 「長貫」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| | 天正17年(1589)12月13日 | 徳川家七か条定書写 | 「長貫の年寄」 | 長貫に定書を下す |
| 大久保村 | 天文18年(1549)12月13日 | 今川義元判物 | 「大窪」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| | 永禄12年(1569)7月1日 | 武田家禁制写 | 「大窪郷」 | 大窪郷に禁制を下す |
| 西山村 | 永仁6年(1298) | 日興本尊分与帳 | 「富士西山」 | 日興が本尊を授与 |
| | 永正9年(1512)2月7日 | 義忠寄進状 | 「西山村本門寺」 | 西山本門寺に山を寄進 |
| 西山村 | 元亀元年(1570)12月4日 | 武田家朱印状 | 「西山之内」 | 市川権右衛門尉への所領給与 |
| | 天正5年(1577)5月21日 | 富士大宮神事帳 | 「西山」 | 神事のための銭の上納 |
| | 天正11年(1583)10月5日 | 徳川家康朱印状写 | 「富士西山本門寺」 | 西山本門寺の寺法を承認 |
| (北原) | 天文18年(1549)12月13日 | 今川義元判物 | 「北原」 | 井出善三郎への所領安堵 |
| 鳥波村 | 天文4年(1535)7月17日 | 今川氏輝判物 | 「鳥波」 | 武田軍が鳥波を放火 |
| | 天正5年(1577)閏7月14日 | 武田家朱印状 | 「とんなみかいと」 | 油野郷百姓への流籠馬銭賦課 |
| 大鹿窪村 | | 寛永改駿河国高附帳 | 「大鹿窪村」 | |
| (三沢) | 天正5年(1577)閏7月14日 | 武田家朱印状 | 「みさはかいと」 | 油野郷百姓への流籠馬銭賦課 |
| 猫沢村 | 天正5年(1577)閏7月14日 | 武田家朱印状 | 「上ねこさは」 | 油野郷百姓への流籠馬銭賦課 |
| 上柚野村 下柚野村 | 天文10年(1541)10月4日 | 武田家朱印状写 | 「湯野之内」 | 佐野源右衛門尉への所領給与 |
| | 永禄12年(1569)3月23日 | 北条氏政感状写 | 「遊野地」 | 鈴木助一の戦功を賞する |
| | 永禄12年(1569)12月17日 | 北条氏政判物 | 「遊野郷」 | 富士信忠への所領給与と約束 |
| | 永禄13年(1570)2月20日 | 武田家朱印状写 | 「湯野」 | 朝倉弥六郎への所領給与 |
| | 元亀元年(1570)12月4日 | 武田家朱印状 | 「由野之内」 | 御宿友綱への所領給与 |
| | 元亀3年(1572)5月16日 | 武田家朱印状 | 「油野口」 | 小栗彦三郎の戦功を賞する |
| | 天正4年(1576)2月23日 | 武田勝頼判物 | 「油野内」 | 御宿友綱に所領返納を命じる |
| | 天正5年(1577)閏7月14日 | 武田家朱印状写 | 「油野之郷」 | 油野郷百姓への流籠馬銭賦課 |
| | 天正8年(1580)12月19日 | 武田勝頼判物 | 「油野」 | 御宿綱貞への所領安堵 |
| | 天正18年(1590)12月28日 | 豊臣秀吉朱印状写 | 「油野郷」 | 富士信通への所領安堵 |
| (押出) | 元亀3年(1572)3月5日 | 武田家朱印状 | 「押出村之内」 | 甲州鎮守一宮・二宮鑰取への寄進 |
| (布沢) | 天正10年(1582)3月6日 | 北条家朱印状 | 「布沢之郷」 | 小屋の者共を赦免する |
| 上稲子村 下稲子村 | 天文2年(1533)10月19日 | 今川氏輝判物 | 「伊奈古郷」 | 興法寺辻坊への所領安堵 |
| | 永禄12年(1569)2月24日 | 武田信玄判物写 | 「稲子」 | 佐野惣左衛門尉への所領給与 |
| | 永禄12年(1569)7月1日 | 武田家禁制写 | 「下伊奈子郷」 | 下伊奈子郷に禁制を下す |
| | 永禄12年(1569)12月17日 | 北条氏政判物 | 「稲子」 | 富士信忠への所領給与と約束 |
| | 元亀元年(1570)7月10日 | 武田家朱印状 | 「稲子之内屋敷分」 | 佐野善次郎への所領給与 |
| | 元亀3年(1572)9月19日 | 武田家朱印状写 | 「上稲子郷」 | 佐野惣左衛門尉への諸役免除 |
| | 慶長4年(1599)9月6日 | 横田村詮所付覚写 | 「上稲籠村」 | 富士信通への所領安堵 |

内房郷と橋上

| 近世村名 | 年月日 | 史料名 | 地名の表記 | 内 容 |
|-----------|-------------------|-----------------|---------------|------------------|
| 内房村 | 建治4年(1278)2月23日 | 日蓮書状写 | 「うつふさの尼こせん」 | 内房の尼御前が日蓮に小袖を贈る |
| | 弘安3年(1280)8月14日 | 日蓮書状 | 「内房女房」 | 日蓮が内房女房に礼状を出す |
| | 観応2年(1351)12月 | 太平記 | 「宇都部佐」 | 石堂義房父子が宇都部佐を通る |
| | 観応2年(1351)12月15日 | 足利尊氏御内書 | 「うつふさこの道」 | 足利直義方が内房の道にかかる |
| | 正平6年(1351)12月17日 | 足利尊氏御判御教書 | 「内房山」 | 足利直義方が内房山に登る |
| | 正平7年(1352)1月8日 | 金子信泰軍忠状 | 「内房」 | 金子信泰が内房の要害を警固 |
| | 永正元年(1504)11月20日 | 愛染明王胎内札銘 | 「蒲原庄内房郷」 | 愛染明王像の彩色を行う |
| | 天文21年(1552)10月23日 | 高白斎記 | 「ウツフサ」 | 今川義元の娘が内房に泊る |
| | 天文23年(1554)4月14日 | 参詣道中日記 | 「うつふさ」 | 大村家盛が内房に泊る |
| | 永禄4年(1561)10月8日 | 今川氏真判物 | 「内房郷」 | 万福寺を久能寺の末寺とする |
| | 永禄12年(1569)4月1日 | 穴山信君判物写 | 「内房郷」 | 望月八郎右兵衛への所領給与 |
| | 永禄12年(1569)4月1日 | 穴山信君判物写 | 「内房」 | 望月与三兵衛への所領給与 |
| | 元亀元年(1570)7月8日 | 穴山信君判物 | 「内房郷」 | 本成寺領を惣持院に安堵 |
| | 元亀元年(1570)12月30日 | 穴山信君判物写 | 「内房郷」 | 佐野泰光を内房郷代官職に任じる |
| | 元亀4年(1573)7月24日 | 穴山信君判物写 | 「内房郷」 | 佐野弥左衛門への所領給与 |
| | 天正5年(1577)12月26日 | 穴山信君判物写 | 「内房郷神田」 | 禰宜刑部大夫への神田安堵 |
| | 天正6年(1578)10月10日 | 横山友次・長谷川吉広連署書下写 | 「内房郷大積」 | 内房郷大積に検地を実施 |
| | 天正7年(1579)8月10日 | 穴山信君判物 | 「内房之内」 | 祥禅庵領を竜沢庵に安堵 |
| | 天正8年(1580)2月14日 | 穴山信君判物 | 「内房」 | 本林房への諸役免除 |
| | 天正8年(1580)8月14日 | 穴山信君伝馬手形写 | 「内房」 | 伝馬を出すよう宿々に指示 |
| (年未詳)3月9日 | 穴山勝千代朱印状 | 「内房郷」 | 内房郷中人足に川除を命じる | |
| (橋上) | 天文18年(1549)12月2日 | 今川義元朱印状 | 「橋上居屋敷」 | 森彦左衛門尉居屋敷の竹木伐採禁止 |
| | 天文21年(1552)4月17日 | 今川義元判物 | 「内房郷橋上村之内」 | 森彦左衛門尉への諸役免除 |
| | 永禄13年(1570)3月20日 | 葛山氏元朱印状 | 「はしかみ船役所中」 | 富士川渡河の許可を求める |
| | 天正4年(1576)11月10日 | 穴山信君判物 | 「初鹿見船方衆」 | 百姓役の免除 |